

令和6年第85号議案

訴訟上の和解について

下記のとおり、訴訟上の和解を行うものとする。

令和6年2月20日提出

名古屋市長 河 村 たかし

記

1 当事者、事件番号及び事件名

原告 名古屋市中川区吉津三丁目1530番地

児玉 辰男

被告 名古屋市

名古屋地方裁判所令和5年(ワ)第3380号

国家賠償請求事件

2 和解条項の骨子

(1) 被告は、原告に対して、和解金として金1,800,000円を支払う。

(2) 原告は、その余の請求を放棄する。

(理 由)

この案を提出したのは、本件訴訟に関し、裁判所の勧告に従い訴訟上の和解をする必要があるによる。

(参考)

事件の概要

原告は、本市内に所在する家屋（以下「本件家屋」という。）の所有者である。

原告は、令和5年7月28日名古屋地方裁判所に対し本市を被告として、本市が本件家屋に対して固定資産税等を二重に課税していたため、税額が過大となり過誤納金が生じたとし、国家賠償法（昭和22年法律第125号）により損害賠償を求めて、訴えを提起した。

本件訴訟は、これまで審理がなされてきたが、裁判所の勧告により、このたび、訴訟上の和解が成立する見込みとなった。